

## 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部を改正する規則

(堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正)

第1条 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則(昭和42年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「放課後子ども支援課」を「放課後こども支援課」に改め、同条第5項中

「能力開発課」を「学校ICT推進課  
能力開発課」に改め、同条第6項中「学校ICT化推進室」を削

る。

第6条第2項中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加え、同条第3項中「置くことができる。」を「、別表第3に定めるところにより担当課長を置く。」に改め、同条第4項中「、副館長(中央図書館に限る。)」を削る。

第6条の2中「教育課程課」の次に「、学校改革推進室」を加える。

第6条の3中「学校ICT化推進室」を「学校ICT推進課」に改める。

第7条第1項中「所管に関する事務」の次に「(施設の整備及び維持管理を除く。)」を加え、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「副館長は部相当機関の館長を、」を削り、「課長を」を「課長又は担当課長(当該担当課長の所管に属する主幹、主任指導主事又は主任管理主事を置かない課に限る。)」を」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「(担当部長を含む。)」を「、担当部長」に改め、「課長」の次に「、担当課長」を加え、「課長が」を「課長又は担当課長が」に改め、「係長及び主査」を「係長、主査及び指導主事」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育施設技術監は、学校施設(学校施設の跡地を含む。)及び局に属する施設の整備並びに維持管理に関する事務を掌理し、教育長を補佐し、及び関係職員を指揮監督する。

第8条中「課長」を「課長その他これに相当する職にある者」に改める。

別表第1総務部教育政策課調整係の分掌事務を定める部分第1号中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加える。

別表第1学校教育部学校保健体育課指導事務係の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同課体育係の分掌事務を定める部分第4号中「移行」を「展開」に改め、同部生徒指導課の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(6) 教育支援教室に関すること。

別表第1教育センター企画相談課の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同表教育センター学校ICT化推進室の分掌事務を定める部分中「学校ICT化推進室」を「学校ICT推進課」に改める。

別表第1 地域教育支援部放課後子ども支援課の分掌事務を定める部分中「放課後子ども支援課」を「放課後こども支援課」に改め、「子ども」を「児童」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第6条関係)

担当課長を置く組織		名称	所掌する組織又は事務	人数	担当課長を統括する職
教職員 人事部	教職員人事課	教職員考査 担当課長	考査係	1人	教職員人事 部長
学校教 育部	学校保健体育 課	学校教育事 務担当課長	指導事務係	1人	学校教育部 長
	生徒指導課	不登校対策 担当課長	別表第1 生徒指導課の 分掌事務を定める部分 第1号及び第3号のう ち不登校に関する事務 並びに第6号に掲げる 事務	1人	

(教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 教育長に対する事務委任等に関する規則(平成14年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加える。

(堺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 堺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条第3項中「教育監」を「教育長が指名する学校教育部の所管に関する事務を掌理する教育監」に改める。

(堺市立学校職員安全衛生管理規則の一部改正)

第4条 堺市立学校職員安全衛生管理規則(平成19年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育監」を「教育長が指名する教職員人事部の所管に関する事務を掌理する教育監」に改める。

(堺市教職員懲戒等審査会規則の一部改正)

第5条 堺市教職員懲戒等審査会規則(平成25年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育監の職にある者」を「教育長が指名する教職員人事部の所管に関する事務を掌理する教育監の職にある者(以下「教育監」という。)」に改める。

(堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正)

第6条 堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則(平成29年教育委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を、「学校教育部長」の次に「、教育センター所長」を加え、同項第2号中「学校教育部長」の次に「、教育センター所長」を加え、「及び教職員人事課長」を「、教職員人事課長及び教職員考査担当課長」に改め、同条第2項中「第10条」を「第11条」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(特別支援学校における査定の特例)

第11条 第5条第2項の規定にかかわらず、特別支援学校の一般教職員に係る区分の査定に当たっては、特別支援学校及び当該特別支援学校分校をそれぞれ一の単位として行うことができる。

2 前項の査定を行う場合における第6条第2項の規定の適用については、同項中「学校」とあるのは「学校(分校を含む。)」と、「園長を含む。」とあるのは「准校長の職がおかれている特別支援学校の当該特別支援学校分校にあつては、准校長」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の堺市教育委員会事務局等事務分掌規則別表第1に掲げる組織のうち、附則別表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、課長補佐、主幹、主任指導主事、係長、主査、指導主事、副主査、主任指導員、指導員その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもって、それぞれ対応する同表右欄に定める新組織に属すべき組織の長、課長補佐、主幹、主任指導主事、係長、主査、指導主事、副主査、主任指導員、指導員その他の職員として、この規則により発令されたものとみなす。

附則別表

左欄(旧組織)	右欄(新組織)
地域教育支援部 放課後子ども支援課	地域教育支援部 放課後こども支援課
教育センター 学校ICT化推進室	教育センター 学校ICT推進課